

公売 未活用市有地を公売します

市有地を官公庁オークションにより公売します。入札に参加するには、事前に参加申込が必要です。

物件番号	所在地	最低売却価格
①	1 三角町三角浦山川87番5	1,302,000円
	2 松橋町砂川字龍門617番1	2,735,000円
	3 小川町西海東字鶴2047番1	6,334,000円
②	4 三角町手場字浜ノ田2014番1、2015番1	5,646,330円
	5 三角町手場字浜ノ田2012番	281,000円

入札申込 7月12日(金) 13時~7月31日(水) 14時
入札日 8月13日(火) 13時~8月20日(火) 13時
開札日時 8月22日(水) 17時
 ※詳しくはホームページでご確認ください。



市HP
 ①公共施設マネジメント課 ☎(32) 1811
 ②子ども未来課 ☎(32) 1404

子宮頸がん予防のキャッチアップ接種

子宮頸がんワクチン接種の機会を逃した人に、接種の機会を提供するキャッチアップ接種が今年度で終了します。早めの接種を検討してください。

費用 無料
対象 平成9年度生まれから平成19年度生まれの女性
接種期限 令和7年3月31日(日)
 ※定期接種の対象で、今年度高校



健康づくり推進課 ☎(32) 7100



一年生相当の女性も接種期限は同じです。
注意事項 ワクチンを3回接種するため、完了までに約6か月間かかります。接種期限を過ぎると費用がかかりますので注意してください。



今、使用している保険証・受給者証の**有効期限**は**7月31日(日)**です。8月1日(木)からは新しい保険証を使用してください。

新しい保険証は**簡易書留**で郵送
 7月中旬に届かないときはご連絡ください

留守の場合は**不在連絡票**が投函されますので**期限までに郵便局へ**連絡してください。

有効期限を過ぎた保険証は？
 有効期限が過ぎた保険証は、8月以降に医療保険課または各支所総合窓口課、松合出張所へ返却されるか、個人情報を読み取れないよう自分で細かく裁断して処分してください。

8月1日(木)から新しい保険証・受給者証に替わります

医療保険課 ☎32-1417

国民健康保険被保険者証 8月1日からはクリーム色

異動届を忘れずに
 社会保険への加入や住所変更などがあったときは、14日以内に届け出が必要です。
申請窓口 医療保険課、各支所、松合出張所

後期高齢者医療被保険者証 8月1日からはあさぎ色

税に滞納がある場合
 次の窓口で納税相談を受けた後に交付します。
国民健康保険税 … 債権管理課
後期高齢者医療保険料 … 医療保険課 高齢者医療係

重度心身障がい者医療費受給資格者証

新しい受給者証は**普通郵便**で郵送
 7月中旬に届かないときはご連絡ください

8月1日からは薄紫色

所得状況が確認できない場合
 所得課税証明書の提出・所得の申告後に交付。該当者には通知します。
提出窓口 医療保険課、各支所、松合出張所
申告窓口 1月1日時点で住民票があった市町村の税務課

8月1日からはこの色

非課税の加入者対象 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

療養を受けるときに支払う一部負担金が自己負担限度額までになる制度です。
 ※入院時の食事代やベッド代などは、保険適用外のため除く。
 認定証を医療機関に提示しなかった・提示したが高額医療費に該当した場合は、指定口座への振り込みまたは該当者に勧奨通知を送付しています。

自己負担限度額など詳しくは市HP



申請場所 医療保険課、各支所、松合出張所
持参物 保険証、来庁者の本人確認書類

6月から入院時の食事代が変更になりました
 過去12カ月で入院が90日を超える場合は、申請すると食費がさらに減額されます。
対象 住民税が非課税世帯の人(一部除く)



相談

宇城市の相談日(7月)

要予約	要予約
9 (水) 14時~16時 泉宇城保健所	17 (水) 14時~16時30分 市小川総合文化センター
このころの健康相談 泉宇城保健所 ☎(32) 12007	行政相談 熊本行政評価事務所 ☎096(326) 1100
平日 9時~16時(金曜は15時まで) 子ども未来課	9 (水) 10時~12時 松合出張所 13時~16時 不知火防災拠点センター
女性相談 泉宇城保健所 ☎(32) 14004	行政・人権相談 行政相談課 ☎(32) 1708
平日 8時30分~17時15分 市老人福祉センター ※電話相談は24時間対応	12 (金) 13時~16時 本庁新館1階第4会議室
高齢者相談 在宅医療・介護相談 宇城市地域包括支援センター ☎252015	福祉法律相談 宇城市社会福祉協議会 ☎(32) 1055

事業者向け

公平公正な課税のために 償却資産の調査を実施

事業に使う償却資産は、所在する自治体に申告する義務があります。市では資産の保有状況調査を実施し、適正課税を進めます。
対象 確定申告・住民税申告で事業収入がある人
実施期間 令和6年度から約5年間、対象者を分けて実施
実施方法 6月~9月にかけて順次発送する調査票や確認・修正一覧表に、必要事項を記入して期限までに提出。
 ※一部の対象者には令和7年度以降に送付。

提出先 税務課・支所総合窓口課
提出期限 送付書面に記載 ※詳しくは、対象者へ送付する依頼文を確認してください。
 ※今回の調査対象外でも、申告自体は全ての事業者が対象です。
税務課 ☎(32) 1487



▲ピニールハウスも申告対象